退場に関する懲罰基準は、下表に従い、読み替えて運用する。

1．選手の場合

	競技規則	懲罰基準		懲罰(ソサイチ連盟)
1	著しく不正なプレーを犯す	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
2	乱暴な行為を犯す	2-1(3)	乱暴な行為	最低1試合
		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合
		2-5	審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低2試合
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低4試合
3	人をかむ、又は人につばを吐く	2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合
		2-3	選手等に対してつばを吐きかける行為	最低4試合
		2-4	審判員に対する暴行・脅迫	最低4試合
		2-7	審判員に対してつばを吐きかける行為	最低4試合
4	意図的にボールを手又は腕で扱い、相手チームの得点又は決定的な得点の機会を阻止する(自分たちのペナルティーエリア内にいるゴールキーパーを除く)	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
5	競技者がフリーキックで罰せられる反則を犯し、全体的にその反則を犯した競技者のゴールに向かって動いている相手競技者の得点、又は、決定的な得点の機会を阻止する(「得点、又は、決定的な得点の機会の阻止」に規定される警告の場合を除く)	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
6	攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする。	2-1(5)	他の選手、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低1試合
		2-4	審判員に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為	最低2試合
7	抗議の為に運営エリアに入る	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合

2. チーム役員の場合

	競技規則	懲罰基準		懲罰
1	ボールを放さない、ボールを遠くへける、競技者の動きをさえぎるなどで、相手チームのプレーの再開を遅らせる	2-1(7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
2	意図的にテクニカルエリアを出て、次のことを行う: ・審判員に対して異議を示す、又は抗議する。 ・挑発したり、相手の感情を刺激するような態度をとる	2-1(4)	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低1試合
		2-1(5)	他の選手、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低1試合
		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合
3	攻撃的又は対立的な態度で相手チームのテクニカルエリアに入る	2-1(7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
4	競技のフィールドに物を意図的に投げ入れる、又はけり込む	2-1(7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
5	競技のフィールドに入り、次のことを行う: ・審判員と対立する(ハーフタイムと試合終了後を含む) ・プレー、相手競技者、又は審判員を妨害する	2-1(4)	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低1試合
		2-1(7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
6	抗議の為に運営エリアに入る	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
7	相手競技者、交代要員、チーム役員、審判員、観客、又はその他の人(ボールパーソン、警備員、競技 会役員など)に対する身体的又は攻撃的な行動をとる(つばを吐く、かみつくなど)	2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合
		2-3	選手等に対してつばを吐きかける行為	最低4試合
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低4試合
		2-7	審判員に対してつばを吐きかける行為	最低4試合
8	攻撃的な、侮辱的な、又は下品な発言や身振りをする	2-1(5)	他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低1試合
		2-4	審判員に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為	最低2試合
9	認められていない電子機器や通信機器を使用したり、電子機器や通信機器を使用して不適切な行動をとる	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
10	乱暴な行為を犯す	2-1(3)	乱暴な行為	最低1試合
		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合
		2-5	審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低4試合
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低4試合

3. その他の違反行為

3－1－1. 試合放棄
① チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して、当該試合の没収処分及び2試合以上の出場停止処分を科す。
② 当該違反行為が重大な場合は、前項に加え、3－6に従い追加的な懲罰を科すものとする。

3－1－2. 選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による器物破損行為
① 1回目の場合：最低1試合の出場停止
② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止

3－1－3. 乱闘、喧嘩
乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。
① 1回目の場合：最低4試合の出場停止
② 繰り返した場合：最低6ヶ月の出場停止

＜考慮すべき要素＞
①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等）
②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係
③加害者の人数
④違反行為による結果や影響
⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか、傷害や死亡に至ったか、外傷・スポーツ傷害発生の有無・程度）
⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）
⑦被害者の年齢・人数、被害者の所属チーム活動への影響の程度（所属チーム活動の休止・停止の状況や所属チームからの退団の有無等を含む）
⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯
⑨被害者の言動、態度等
⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）
⑪刑事処分を受けた場合、その刑期

＜加重・軽減要素の例＞
〇加重要素（処分内容を重くする）
加害者あるいは被害者が複数の場合、被害者の年齢が低い・未成年の場合、複数回又は継続的に行われていた場合、行為・言動を行った期間が長い場合（概ね1ヶ月以上）、暴力・暴言・わいせつ行為など他の違反行為も併せて行った場合、所属チームでの活動の継続が困難になった場合、傷害・暴力・暴言内容の程度が重度な場合、退団・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、不適切な指導や活動であることを知っていながら不適切な指導や活動を行った場合等
〇軽減要素（処分内容を軽減する）
真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容によりチームに所属する選手の活動が著しく制限される場合等

※処分の決定に係る基本的な考え方

1. 本基準に該当する暴力行為に対する懲罰は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定するものとする。
2. 本基準に定める暴力行為に関する懲罰の決定に当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、加害者・被害者の年齢、被害者の心理的負荷・競技活動への影響、日頃の活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮するものとする。

※その他留意事項

1. 上表において、「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合」とは、暴言等を受けた被害者のみが苦痛を感じた場合を想定している。
2. 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合」とは、暴言等を受けた被害者のみならず、周囲の競技者も苦痛を感じるなどして当該指導者から指導を受けることに嫌悪感を覚えるなど競技活動の環境が悪化した場合を想定しているが、被害者が競技活動を中断したり、指導者に対し萎縮するまでには至っていない場合を想定している。
3. 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合」とは、暴言等を受けた被害者が競技活動を一時中断せざるを得なくなった場合や、指導者におびえ萎縮して競技活動が阻害されたような場合を想定している。
4. ここでいう「刑事処分」は、他の項目との均衡から、軽微な刑事処分（事案が軽微で悪質性が低いなど）は該当しない。